

社会福祉法人青藍 短期入所生活介護事業所（予防） 運営規程

第1章 事業の目的及び方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人青藍が開設する短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護従業者が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------------|
| 1 名 称 | 青藍短期入所生活介護事業所 |
| 2 所在地 | 徳島県名西郡石井町高原字中須 8番地 1 |

第2章 職員の職種及び職務内容

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し、一部職種については兼務することができる。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 看護職員 | 1名以上 |
| (5) 介護職員 | 10名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1名以上 |

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は事業所の従業者の管理、短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、短期入所生活介護従業者に対する技術指導、短期入所生活介護計画の作成等を行うとともに、利用者の生活相談に応じる。
- (3) 看護職員は短期入所生活介護サービスの利用者の保健衛生に関する業務を行うとともに、医師の指示に従い、入所者に必要な処遇を講ずる。

(4) 介護職員は短期入所者生活介護サービス利用者の日常の介護を介護計画に従って実施する。

第3章 営業日及び利用料

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間 24時間
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴介助
- (2) 食事介助
- (3) 排泄介助
- (4) その他生活全般に関する援助

2 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われるべき利用料の額を控除して得た額の支払いを受ける。

(1) 要介護度別短期入所生活介護サービス利用料は、法定代理受領サービスについては介護報酬告示の額の1割、2割又は3割とする。

3 食事の提供に要する費用は次のとおりとする。

(1) 1日1食あたりの額は朝食398円・昼食671円・夕食671円・間食210円とする。

(法第51条の2第1項に規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該指定介護短期入所生活介護事業所に支払われた場合は同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額を限度とする。)を限度とする。食費の基準費用額の内訳は朝食348円・昼食436円・夕食436円・間食160円とする。

4 滞在に関する費用として1日当たり2,066円を徴収する。(法第51条の2第1項に規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該指定介護短期入所生活介護事業所に支払われた場合は同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額を限度とする。)を限度とする。)

5 介護保険給付対象外サービスの1回の利用毎の利用料は次のとおりとする。

- (1) 特別な食事(別紙 サービス内容説明書)
- (2) 理容・美容サービス(別紙 サービス内容説明書)
- (3) レクレーション(別紙 サービス内容説明書)
- (4) クラブ活動(別紙 サービス内容説明書)

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、その利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第4章 利用に関する事項

(利用定員)

第8条 利用定員は30名及び特別養護老人ホーム青藍荘の空床利用とする。

①併設ユニット型個室 利用型 30名

ユニット数は3ユニットです。 各ユニットの利用定員 10人

(入所)

第9条 短期入所生活介護サービス利用契約締結後、次の各号に該当する場合を除くほかは入所できるものとする。

- 1 定員の関係から、入所の余裕がない場合。
- 2 入所しようとする者に、伝染性疾患及び精神障害があるため、他の入所者に害を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(退所)

第10条 利用者が疾病のため治療が必要となった場合ならびにこの規程又はその他の関係法令に定める利用者の守るべき規則に違反したときは退所の手続きを行う。

第5章 利用者に対する処遇

(生活相談)

第11条 管理者及び生活相談員は、利用者の心身の状況等の調査を行い適切な短期入所生活介護介護計画を立案し、日常生活の問題解決のための処遇及び相談に努めなければならない。

(食事)

第12条 管理者は利用者の食事を行うに当たっては、次のことに注意しなければならない。

- 1 献立は、栄養・熱量・消化の良否及び利用者の身体的状況ならびに嗜好、季節及び原料等に考慮し、調和のとれた献立とする。
- 2 疾病者への給食は、医師の指導を受け対応した食事を提供する。

(保健衛生)

第13条 管理者は利用者の健康管理ならびに清潔な生活環境を維持するために次の事項に留意しなければならない。

- 1 常に健康状態に注意し疾病の早期発見及び予防等健康保持のため適切な措置をとる。
- 2 疾病にかかった利用者については速やかに治療を行い、施設内で治療が困難となり、その医療費が自己で負担することができないと認められる者については生活保護法による医療扶助の申請手続きをとる。
- 3 その他保健衛生の管理については必要な措置を講じる。

(冷暖房設備)

第14条 利用者に対し、冷暖房設備の使用は管理者が適當と認める期間とし就寝保温用具の使用は管理者が必要と認めた場合に限りこれを行うものとする。

第6章 入所者の守るべき規律

(秩序維持)

第15条 入所者は、この規律の定めるところに従い規律ある生活を行うとともに共同生活の秩序維持に努め次の事項を守らなければならない。

- 1 身上に移動があったときは直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 外来者が面会しようとするときは管理者の許可を得ること。

(利用者が守るべき事項)

第16条 入所者は次の事項を厳守しなければならない。

- 1 火気の取り扱いについては常に注意し、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

- 2 けんか・口論・その他粗暴にわたる言動をしてはならない。
- 3 故意に設備や器物を破損したり、施設外に許可なく持ち出してはならない。
- 4 金銭の貸借をしてはならない。
- 5 定められた日課表に従い、規律ある生活をする。
- 6 医師・看護職員・介護職員の指導に従い保健衛生に注意する。
- 7 その他、管理者の指示に従うこと。

第7章 雜則

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(衛生管理等)

- 第18条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(緊急時等における対応)

- 第19条 従業者等は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときには、速やかに配置医師及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第20条 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第21条 通常の送迎実施地域は徳島市、名西郡石井町および神山町の一部地域、吉野川市、板野郡全域、阿波市とする。

(身体拘束の制限)

第22条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第23条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(秘密の保持)

第24条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

(苦情の処理)

第25条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者・解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第26条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会をつぎのとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者は、社会福祉法人青藍個人情報保護規定第15条に則り個人情報を取り扱うものとし業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 事業者は従業者であった者に、正当な理由無くその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を記した誓約書を取り交わす。従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人青藍と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(防災措置)

第27条 管理者は非常災害に対処するため、防災計画を定め職員の分担を明確にするとともに消防機関とも綿密な連絡を取り、関係法令に定められた防災訓練を実施する。

(1) 管理者は別に消防防災計画について細則を定める。

(夜勤)

第28条 施設の緊急事務処理及び火災予防ならびに入所者の介護のために夜勤を行わなければならぬ。

(補則)

第29条 この規定に定めるほか事業所の運営に必要な事項については管理者がこれを定める。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、即日施行とし、令和6年4月1日から施行する。